

温泉利用届（一時的足湯用）

事 項	イベント等で一時的に移動可能な足湯専用浴槽を設けて温泉利用をするとき。
根拠法令	<p>法 律 ー</p> <p>規 則 ー</p> <p>細 則 ー</p> <p>通 知 「温泉利用の取扱いについて（平成 18 年 5 月 17 日付け 18 薬第 231 号 長野県衛生部長通知）」</p>
提出部数	保健所設置市以外：1 部（保健福祉事務所）
添付書類	<p>1. 足湯設置場所を示す図面</p> <p>2. 足湯の構造図（規模及び深さ等がわかるもの）</p> <p>3. 温泉分析書の写し</p>
手数料	ー
そ の 他	<p>平成27年度現在、環境省はイベント等で仮設的に設けられる足湯についても温泉の利用許可が必要と解釈している。このような利用形態であっても届出でよいとしているのは長野県独自の取り扱いであるので、厳格な運用を要する。</p> <p>※保健所設置市（長野市及び松本市）内に所在する施設に関する申請は、管轄の市保健所に問合せること</p>

温泉利用届（一時的足湯用）

年 月 日

保健所長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり足湯に温泉を利用します。

記

温泉の湧出地	
足湯を設置する場所	
足湯を設置する期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

（備考） 備考欄には、イベント等の名称を記入すること。